

# 津和野町商業・サービス業感染症対策小設備導入支援事業補助金交付要綱

令和4年10月1日改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症（令和2年1月28日政令第11号により感染症に指定された感染症をいう。以下同じ）及びその蔓延防止に伴う措置等に沿って町内の商業、サービス業業者等（以下「事業者等」という。）が実施する新型コロナウイルス感染症予防対策等につながる取り組みを支援し、もって町内の経済振興を図り地域活性化を推進するため、予算の範囲内において津和野町商業・サービス業感染症対策小設備導入支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては津和野町補助金等交付規則（平成17年津和野町規則第38号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 前条に規定する事業者等とは、令和4年1月1日現在で津和野町地内に事業所を有し、次の各号のいずれにも該当する事業者等をいう。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する事業者等の内、主たる事業が小売業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、鉄道業、道路旅客運送業又は水運業である事業者等
- (2) 納期の到来した町税等を完納し、若しくは税務担当課等と納付についての協議を実施し、納税等に関する計画を適正に履行していること
- (3) 暴力団等の反社会的勢力との関係を有していない事業者等であること
- (4) 社会通念上不適切であると判断される事業者等でないこと

2 前項に規定する事業者等のほか、町長が特に認めた事業者等

(補助対象経費及び補助率等)

第3条 補助金の対象となる経費は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 新型コロナウイルス感染症防止のための飛沫感染防止に係る卓上パネル、スクリーン、空気清浄機、自動検温器等の小設備の導入等に要する経費。ただし、エアコン等の固定設備及びマスク、消毒液等の消耗品に係る経費は除く。
- (2) その他、町長がコロナウイルス感染症予防等に効果があると認めた小設備導入等に係る経費

2 前項に係る金額には、消費税額及び地方消費税額は含まないものとする。

3 補助金の申請は、1年度1事業者等あたり1回までとし、事業者等が受け取る補助金額の上限は10万円とする。

4 補助金の額は、補助対象経費の総額に4/5を乗じた額とし、1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数金額は切捨てる取り扱いとする。なお、1事業者等当たりの補助金額が2万円に満たない場合は、助成の対象としない。

(補助金の申請)

第4条 補助金を受けようとする事業者等(以下「申請者」という。)は、津和野町商業・サービス業感染症対策小設備導入支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 納税証明書(事業者等の代表者分に係るもの。ただし、法人の場合は法人分を含む。)
- (2) 申請金額を明らかにする見積書等の拠証資料
- (3) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第5条 町長は、前条による申請があった場合は、申請内容等に関する審査を行い交付の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項等の交付決定を行った場合は、申請者に対し速やかに津和野町商業・サービス業感染症対策小設備導入支援事業補助金交付(却下)決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

3 町長は、審査に当たっては、必要に応じて津和野町商工会に意見を求めることができるものとする。

(実績報告)

第6条 前条の交付決定を受けた申請者は、事業完了後2週間以内か令和5年3月5日のいずれか早い時まで、町長に対し必要な書類を添付して、津和野町商業・サービス業感染症対策小設備導入支援事業補助金実績報告書(様式第3号)を提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第7条 町長は、前条の規定により提出された実績報告書について内容等に関する審査を行い承認した場合は、速やかに申請者に対して津和野町商業・サービス業感染症対策小設備導入支援事業補助金確定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(補助金の請求)

第8条 前条の確定通知を受けた申請者は、津和野町商業・サービス業感染症対策小設備導入支援事業補助金請求書(様式第5号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の請求が適切であると認めたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(事業者等の義務)

第9条 第5条により交付決定を受けた事業者等は、第4条第1項に規定する交付申請書に記した導入小設備を常時事業所等で使用し、補助金交付の目的であるコロナウイルス感染症防止対策が確実に実施されるよう努めなければならない。

2 事業者等は、国、県及び各上部団体等が設けるガイドライン等に沿って、コロナウイルス感染症予防のために必要な措置を講じなければならない。

(状況報告及び調査等)

第10条 町長は、必要があると認めるときは、事業者等に対し、前条に規定する導入小設備の設置状況についての報告を求め、必要な指摘を実施し、又は調査を行うことができる。

(交付決定の取消し)

第11条 町長は、事業者等が次の各号に該当する場合には、第5条に規定する給付金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 事業者等が、法令又は本要綱の規定に違反したとき
- (2) 事業者等が、給付金を本要綱の目的以外に使用したとき
- (3) 事業者等が、事業の実施に当たって、第9条に規定する事業者等の義務の実施に関して不正、怠慢、その他著しく不適切な行為を行った場合

(給付金の返還)

第12条 町長は、前条の取り消しを行った場合において、既に交付した給付金の一部又は全部を返還させることができる。ただし、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、その返還を免除することができる。

- (1) 事業者等が死亡したとき
- (2) 災害、疾病その他やむを得ない事由により、返還することが著しく困難であると認められるとき

(委任)

第13条 この告示に定めるもののほか、給付金の交付に必要な事項は、町長が別に定める。

## 附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和4年10月1日から施行する。